

日の出町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画 (日の出町立学校における働き方改革推進プラン)

目 次

はじめに

- 1 策定の背景
- 2 計画の趣旨、現状
- 3 目 標
- 4 計画の期間
- 5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容
- 6 関連する取組、今後のフォローアップについて



働き方改革推進中！

令和8年2月
日の出町教育委員会

はじめに

日本の学校教育は、明治5(1872)年の学制発布以来、150 年を超える歴史の中で、戦後、様々な教育関連法律により、教育機会の均等と教育水準の維持・向上の基盤となる制度が構築され、全国的に一定の教育水準を保障してきました。

また、こうした制度を基盤として、日本の学校教育は、全国において多くの教師の献身的な努力により支えられ続け、学習指導のみならず、生徒指導等など、様々な場面を通じて、子どもたちの状況を総合的に把握して指導を行う、知・徳・体にわたる全人的な教育を提供していることが国際的にも高く評価されています。

加えて、国際的な学力調査である「OECD 生徒の学習到達度調査」においても、日本は、数学的リテラシー、読解力及び科学的リテラシーの3分野全てにおいて世界トップレベルの結果となっています。

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の成否は教師にかかっているといわれ、このことは、いかに時代や社会が変化しようとも現在において変わることのない「不易」の考え方です。教師は、子どもたちの人生に大きな影響を与える「教育」という崇高な営みに携わり、子どもたちの変容や成長を直接感じることができる素晴らしい職業であり、教師や友人との学校生活は、卒業後も子どもたちの心の中に深く残り続けるものです。

一方で、子どもたちが抱える課題が複雑化・困難化するとともに、学校を取り巻く社会的環境が大きく変化し、保護者や地域からの学校や教師に対する期待が高まっていることなどから、結果として学校における業務が積み上がり、現在の教師を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。子どもの学びや成長を支える教師は公教育の要であり、教師の質や量は子どもたちへの教育の質に大きく影響し、現在の教師を取り巻く環境の改善なくしては、日本の教育の質の維持・向上は困難になると考えられます。

現在、中央教育審議会において、学習指導要領の改訂作業が進み、今後、改訂学習指導要領等を確実に実施し、学校教育の改善・充実に努めていかなければなりません。そのためにも、教師が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができ、教育の質を高められる環境を構築する必要があります。

しかしながら、教員勤務実態調査から、教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況であり、授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、「学校における働き方改革」を早急に進めていく必要があります。

日の出町教育委員会としては、「学校における働き方改革」を進めるに当たっては、「日の出町教育ビジョン 2023」の理念である「共に学び、支え合い、みんなで創る日の出町の教育」を踏まえ、自己完結型の学校づくりとともに連携協働型の学校づくりを目指し、本計画に基づいた取組を学校と共に確実に進めてまいります。

令和8年2月

日の出町教育委員会

1 策定の背景

教員の在校等時間が依然として長く、健康への影響が懸念されるとともに、教職の魅力低下や志願者数の減少から、質の高い教員の確保が困難になっている現状がある。

このような中、国は、令和7年6月、公立学校教員の処遇改善や長時間労働是正に向けた、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、教職調整額の基準となる額の段階的な引き上げ、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対し、文部科学大臣の指針に沿った「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等が義務化された。

今後は、「処遇改善」と「働き方改革」を一体的に進め、これまでの個々の努力に頼った働き方改革から、組織全体での「業務の適正化」と「健康確保」を計画的に進める体制へ移行することが求められる。

2 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。

(2) 日の出町の現状

日の出町では、平成31年3月31日に「日の出町立学校における働き方改革推進プラン -大人も子どもも幸せに-」(以下、「プラン」という。)を策定するとともに、令和2年3月に、「日の出町教育委員会働き方改革推進ハンドブック」及び「働き方改革事例集」を作成し、学校の業務改革と教員の意識改革を継続して進め、前例踏襲にとらわれず、これまでの学校運営の在り方を見直す「教育課程の棚卸」を推進してきた。

また、副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント等の人材を配置し、教員等の校務の負担軽減に努めてきた。

こうした取組の結果、日の出町における教員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。

<令和4年度から令和6年度までの教員の時間外在校等時間の状況>

校種	年度	45時間以上 80時間未満の人数	80時間以上 100時間未満の人数	100時間以上の人数	合計 (45時間以上)
小	6	17.3人	2.2人	0.1人	19.6人
	5	20.5人	1.9人	0.3人	22.7人
	4	24.5人	3.1人	1.0人	28.6人
中	6	11.3人	1.3人	0.1人	12.7人
	5	13.0人	0.8人	0.5人	14.3人
	4	12.6人	0.7人	0.1人	13.4人

校種ごとに見ると、年間において、月45時間以上80時間未満の平均人数は年々減少している状況である。また、令和5年度から、月80時間以上100時間未満の平均人数は増えているように見えるが、月100時間を超えて働いている教員の層が移行した結果と考えられ、各学校で推進している働き方改革が確実に成果をあげていると考える。

しかしながら、依然として、月45時間を超えて働いている教員が存在している状況がある。

こうしたことを踏まえ、プランと統合する形で、新たに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(令和8年4月1日施行)第8条に基づき本計画を策定する。

3 目標

本計画において、達成を目指す目標を以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標【令和6年度の数値】

- ☐ 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。【71%】
- ☐ 1年間の時間外在校等時間を360時間程度(月平均30時間程度)にする。
【年間415時間12分(月34時間36分)】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和6年度の数値】

- ☐ 年間の年次有給休暇の平均取得日数15日以上を目指す。【16.2日】
- ☐ 夏季休暇取得100%を目指す。【99.8%】
- ☐ ストレスチェックにおいて、高ストレス者の割合5%以下を目指す。【10.6%】
- ☐ ストレスチェックにおいて、働きがいに関する質問項目への否定的な回答割合5%以下を目指す。【10.7%】

4 計画の期間

令和8年度から令和11年度

5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の充実と見直し

<学校以外が担うべき業務>

①登下校の通学路における日常的な見守り活動等

- ☐ 通学案内指導員、通学路案内指導員を適切に配置するとともに、各学校の実情に応じた地域住民等による通学路の見守り活動を財政面から支援する。
- ☐ 令和11年度までに、全校をコミュニティ・スクールに移行し、地域住民等が主体となって、日常的な見守り活動の充実が図れるよう支援する。
- ☐ 児童・生徒の登下校時の安全確保については、学校保健安全法により、保護者が第一義的な監督責任であり、学校の役割は、保護者・警察等と連携した交通安全指導、安全な通学路の指定等であることを広報・啓発していく。

②放課後、夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応

- ☐ 生活指導主任会等において、補導された児童・生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ☐ 警察が行っている見回りや町が行っている青色安全・安心パトロールを継続して行っていく。
- ☐ 通常の教育活動を終えた放課後等は学校の管理外であることや教員の勤務時間、休憩時間のことなどを保護者・地域に広報し、教員の勤務に関する事項についての理解促進を図る。
- ☐ 緊急対応を要する場合は、役場、警察、消防など関係諸機関への連絡をするよう広報していく。

③地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ☐ 地域学校協働活動の関係者間の連絡会議を年1回以上開催し、地域統括コーディネーター及び地域学校協働推進員等との連携協力、資質・能力の育成を図り、副校長に責任や負担が集中しないようにしていく。
- ☐ 令和11年度までに、全校をコミュニティ・スクールに移行し、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体化を進められるよう支援していく。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- 指導室が窓口となり、学校への助言、保護者等と直接対応するなど、学校を支援していく。必要に応じて町長部局、警察等の関係機関と連携していく。
- 東京都教育委員会が策定する「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」の内容を踏まえ、当町の方針のもと学校を支援していく。

<教師以外が積極的に参画すべき業務>

⑤調査・統計等への回答

- 学校に発出する各種通知や調査等について、これまで以上に内容の精査・厳選、回答方法の見直し等を図り、副校長補佐等を活用し、調査回答等の回答に係る事務負担を軽減する。
- 通知文等のルールを教育委員会内で再確認し、同じルールに則って運用する。

⑥学校の広報資料、ウェブサイトの作成・管理

- 令和11年度までに、全校をコミュニティ・スクールに移行し、学校、保護者・地域等が連携・協力をして広報資料の作成等が行われるよう、支援していく。
- 学校からの様々な広報資料の精選・統合、各学校ホームページや保護者連絡アプリの活用など、作成から管理までの負担軽減策について助言していく。
- 各学校ホームページの内容更新にあたっては、必要に応じて ICT 支援員に助言等を求め管理する。

⑦ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ICT 支援員を全校に配置し、ICT 機器やネットワーク設備に不明点がある場合は、ICT 支援員に助言等を求め保守・管理する。
- ICT機器・ネットワーク関連のトラブル等に応じた教育委員会窓口を明確化し、連絡手段の簡素化を図る。
- ICT機器等の保守・点検を継続して外部に委託し、学校からのトラブル要請に速やかに対応していく。

⑧校舎の開錠・施錠

- 全校に学校清掃環境整備員等の会計年度任用職員を配置及び施設管理の一部を外部委託し、校舎の開錠・施錠について、特定の教職員に責任・負担が集中しないよう環境を整備する。

⑨児童・生徒の休み時間における安全への配慮

- 学校安全計画の作成による児童・生徒への指導、安全点検等の必要な措置を予め行った上で、教職員の他に、有償ボランティア(学習支援員)や、地域学校協働推進員等の活用を図るよう支援していく。
- 各学校に、日常的な生活指導、各教科等の授業を通じて、児童・生徒に安全についての指導を徹底し、危機回避能力の育成を図るよう指導助言していく。

⑩校内清掃

- 全校に学校清掃環境整備員を配置し、校舎内外の清掃及び整備等を実施するとともに、外部業者に委託し、トイレ掃除を実施する。
- 学校が行う清掃時間の実施回数や範囲、内容等の見直しを図るよう、指導助言していく。

⑪部活動

- 日の出町の中学校部活動の地域連携等に関する協議会を年間2回以上開催し、今後の方針等について協議していく。
- 国が指示する令和13年度までの改革実行期間における日の出町の推進計画を令和8年度中に策定する。
- 部活動における平日、土曜・日曜日の休養日の上限を設定する。
- 大学生等による外部指導員を予算化し、教員の負担軽減を図る。

<教師の業務だが、負担軽減を促進するべき業務>

⑫給食の時間における対応

- 特別活動として行う給食指導については、学級担任等が実施するが、給食時における児童・生徒の見守りについては、児童・生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、エデュケーション・アシスタント等を活用し、学級担任の負担軽減を図るよう指導助言していく。

⑬授業準備、学習評価や成績処理

- 授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント等を配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。
- 令和8年度から全小学校において高学年教科担任制(小規模校においては中学年も含む)を実施し、授業準備等の負担軽減を図る。また、学校の実態に応じて、学年担任制、副担任制、交換授業等を推奨する。
- 東京都の事業、地域との連携協働事業を積極的に活用し、教員の負担軽減を含め、外部人材等を招聘した授業を計画するよう指導助言していく。
- 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、

採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減するよう指導助言していく。

⑭学校行事の準備・運営

- ☐ 経営支援主任を中心とした組織を強化し、学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、事務職員や非常勤教員、スクール・サポート・スタッフや副校長補佐、エデュケーション・アシスタント等の支援スタッフとの協働を促進する。
- ☐ 令和11年度までに、全校をコミュニティ・スクールに移行し、保護者・地域住民との協働を促進する。
- ☐ 目的に立ち返った重点化、精選、統合について指導助言する。

⑮支援が必要な児童・生徒、家庭への対応

- ☐ 児童・生徒の課題の状況に応じて、心理士等の専門家による効果的な支援が期待される業務については、学校との協働を促進する。
- ☐ 警察やこども家庭センター等との関係機関と連携を密にし、必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。
- ☐ 教育において、支援が必要な児童・生徒への指導、家庭との連携等に関する研修会を年1回以上実施する。

(2)学校における措置の推進

- ☐ 各教科等の標準授業時数を適正な授業時数とする。
- ☐ 学校行事の精選・見直し、各教科等への時数の転換等を行う。
- ☐ 朝の時間や委員会活動、清掃時間等の内容や方法、回数などを見直すなど、日課表の工夫をする。
- ☐ 日の出町教育情報セキュリティ実施手順を踏まえた、GIGAスクール構想下での校務DXを推進する。
- ☐ コミュニティ・スクールへの移行を計画する。
- ☐ 教員の勤務時間を一律固定せず、個々の働き方に合わせたものにする。
- ☐ 出退勤システムへの入力を必須とし、勤務開始・終了時刻等の見える化を実施し、各自、勤務時間を意識させる取組を行う。
- ☐ 各学校において、休憩時間を意識させる取組を行う。
- ☐ 校務支援システムを活用することで、会議の集約・削減につなげ、会議資料のデータ化、校務分掌の見直しや起案決裁の効率化など、組織改革を推進する。
- ☐ 仕事の優先順位、合理的・効率的な職務遂行に対する意識を向上させる。
- ☐ 外部人材等の活用を図り、地域とともにある学校を目指す。
- ☐ 学校経営方針における重点項目を明確にし、目指す児童・生徒像や必要な学習活動について重点化・焦点化を図ることで、教員が仕事へのやりがいや充実感・達成感を得られるように取り組む。

- 校務分掌等について、教員の能力や希望、持ち授業時数を踏まえた強みを生かす組織づくりや負担の偏りの是正に努める。
- 学校評価の結果に基づき講じる学校運営の改善を図るための措置が、本計画に適合するものとなるようにする。
- コミュニティ・スクールにおいて、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 1ヶ月の教育職員の時間外在校等時間を把握させ、80時間を超えた教育職員に対しては、校長等による面接指導、タイムマネジメントについての助言やサポートを行う。
- 教育委員会と学校は、ストレスチェックの実施率を100%に近付けるための方法を工夫する。また、学校は、実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善の推進を図る。
- 心身の健康問題についての教育委員会相談窓口(教職員係)を設置する。
- 年次有給休暇をまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- 令和8年度から11年度までに、学校における定時退勤日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業日期间中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。
- 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。
- 学校管理職による自己申告面談等を通じて、教員個々の働き方に関する内容について意見交換する。
- 東京都教育委員会が実施する「教職員アウトリーチ型相談事業」を適宜活用した臨床心理士等との面談を実施することで教員のメンタル不調を未然に防止し、安心して働くことができる職場環境づくりに努める。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、教育委員会定例会や日の出町総合教育会議等で報告するとともに、町教育委員会ホームページで公表する。
- (2) 勤務時間外の教員負担軽減と業務効率化のため、勤務時間後の電話応答メッセージ導入を検討し、時間外在校等時間にかかる目標の達成状況は、日の出町で導入している出退勤管理システムで、高ストレス者や健康リスクについては、毎年度実施し

ているストレスチェックの結果から確認する。年次有給休暇の平均取得日数については、毎年度調査依頼がある都調査のデータで把握する。

- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、町教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (5) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、当町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- (6) 隠れ残業や業務の持ち帰り等による働き方改革の形骸化や、生徒指導や保護者対応などの業務の軽視などの教育の質の低下に陥らないよう、単に時間外在校等時間の数値目標を設定するだけでなく、業務改革や意識改革、組織における役割分担の明確化、外部人材の活用など、総合的な働き方改革の推進を図る。

関係法令等

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 42 条関係
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 47 条の5関係
- 3 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号) 第8条関係
- 4 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和7年文部科学省告示第 114 号)
- 5 学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム(令和6年3月東京都教育委員会)
- 6 日の出町公立学校の管理運営に関する規則(昭和 62 年 1 月 14 日教育委員会規則第 2 号) 第 27 条関係

日の出町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
(日の出町立学校における働き方改革推進プラン)

平成31(2019)年 3 月 31 日 発行

令和 8(2026)年 2 月 25 日 改訂

編集・発行 日の出町教育委員会

東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地

電話番号 042-597-0511(代表)